

(別紙)

宮崎県農業振興公社建築設計業務委託契約書運用基準

第1 全般的事項

- 1 この契約書の適用範囲は、公益社団法人宮崎県農業振興公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事に係る建築設計業務とする。
- 2 この契約書は、一般的な規定であるので、具体的な契約の締結に当たっては、公社契約規程（以下「規程」という。）に違反しない限りにおいて適宜変改を加えることは差し支えないが、その場合は、予算執行伺いに契約書との相違点を明示し、変改の理由を付記すること。
- 3 変更契約においては、建築設計業務委託変更契約書（別記様式第1号）によること。
- 4 別記様式について必要に応じ、加除等を行った場合には、その旨を予算執行伺いにおいて明らかにすること。

第2 各条項について

1 第1条関係

第5項において、受注者が個人情報を取り扱う場合にあっては、別添の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

2 第3条関係

第1項の業務工程表は、業務工程表(別記様式第2号)による。

3 第4条関係

原則として、契約保証金その他の金銭的保証を求めること。なお、具体的な取扱いについては別に定める。

4 第7条関係

成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物の形状等について、登録可能な意匠が発生する場合は、次のとおりとする。ただし、発注者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 受注者が自ら有する登録意匠を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物の形状等について意匠登録を受けるときは、次の条項を特約事項として締結するものとする。

「1 受注者が自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾

を得た場合は、この限りでない。」

- (2) 受注者が自ら有する登録意匠を設計に用いて完成した構造物の形状等について意匠登録を受ける意思がないときは、次の条項を特約事項として締結するものとする。

「1 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)第 2 条第 3 項に定める登録意匠をいう。)を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第 3 条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。」

5 第 13 条関係

- (1) 「調査職員」とは、規程第 3 条第 1 項第 1 号に規定する契約責任者又は契約責任者から調査を命ぜられた者をいう。
- (2) 業務委託料が 100 万円以上の契約における調査職員の選任(変更)の通知は、調査職員選任(変更)通知書(別記様式第 3 号)によること。ただし、業務委託料が 100 万円未満の契約においては、書面によらないことができるものとする。
- (3) 第 2 項における調査職員の権限は、次のとおりである。

ア 契約書の他の条項に定めるもの

設計仕様書と業務内容が一致しない場合の修補の請求(第 18 条)

イ 契約書に基づく契約責任者の権限とされる事項のうち、契約責任者が必要と認めて調査を命じた職員に委任したもの

ウ 第 2 項各号に掲げるもの

(ア) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又はその管理技術者に対する業務に関する指示

(イ) この契約書及び設計仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(ウ) この契約の履行に関する受注者又はその管理技術者との協議

(エ) 業務の進捗の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

6 第 14 条関係

- (1) 「管理技術者」とは、工事請負契約上の現場代理人に相当する者をいう。
- (2) 業務委託料が 100 万円以上の契約における管理技術者の選任(変更)通知は、管理技術者等選任(変更)通知書(別記様式第 4 号)によること。ただし、業務委託料が 100 万円未満の契約においては、書面によらないことができるものとする。

7 第 16 条関係

「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

8 第 21 条関係

- (1) 第 1 項の業務中止及び業務再開の通知は、業務中止(再開)通知書(別記様式第 5 号)によること。
- (2) 第 2 項の「増加費用」とは、業務の中止期間中、業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

9 第 25 条関係

- (1) 第 1 項の「履行期間の変更」とは、第 18 条、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 2 項、第 22 条第 3 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 2 項並びに第 35 条第 2 項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第 1 項の履行期間変更の協議は、履行期間変更協議書(別記様式第 6 号)による。
- (3) 第 2 項の「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第 18 条においては調査職員が修補の請求を行った日、第 19 条第 5 項においては設計仕様書の訂正又は変更が行われた日、第 20 条においては設計仕様書等の変更が行われた日、第 21 条第 2 項にあっては発注者が業務の一時中止を通知した日、第 22 条第 3 項においては設計仕様書等の変更が行われた日、第 35 条第 2 項においては受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

10 第 26 条関係

- (1) 第 1 項の「業務委託料の変更」とは、第 18 条、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 2 項、第 22 条第 3 項、第 23 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び第 35 条第 2 項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第 2 項の「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第 18 条においては調査職員が修補の請求を行った日、第 19 条第 5 項においては設計仕様書の訂正又は変更が行われた日、第 20 条においては設計仕様書等の変更が行われた日、第 21 条第 2 項においては発注者が業務の一時中止を通知した日、第 22 条第 3 項においては設計仕様書等の変更が行われた日、第 23 条第 2 項においては、受注者が同条第 1 項の請求を行った日、第 24 条第 2 項においては発注者が同条第 1 項の請求を行った日、第 35 条第 2 項においては受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。
- (3) 第 3 項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第 18 条、第 20 条、第 21 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び第 35 条第 2 項の規定に基づくものをいう。

11 第 30 条関係

- (1) 第 1 項の業務完了の通知は、業務委託料が 100 万円以上の契約においては、業務完了通知書(別記様式第 7 号)によること。
- (2) 前項の通知は、履行期間の最終日までに発注者に到達しなければならないこと。

ただし、履行期間の最終日が公社の休業日である場合は、直後の営業日までとする。

- (3) 第2項の業務完了検査の結果の通知は、請負代金額が100万円以上の契約においては、業務完了検査書(別記様式第8号)によること。ただし、業務委託料が100万円未満の契約においては、書面によらないことができるものとする。
- (4) 第3項の成果物の引渡しの申出は、成果物引渡申出書(別記様式第9号)によること。
- (5) 請負代金額が100万円未満の契約においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、従来どおり、書面によらないことができるものとする。

12 第31条関係

- (1) 第1項の業務委託料の支払請求は、業務委託料請求書(別記様式第10号)によること。ただし、業務委託料の受領委任を承諾した場合の支払請求は、業務委託料請求書(別記様式第10号の2)によること。
- (2) 口座振替の方法による支払の申出は、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入すること。

13 第33条関係

- (1) 第1項の指定部分又は第2項により引渡しを受けた部分(以下「指定部分等」という。)に係る完了の届出は、指定部分等完了届(別記様式第11号)によること。
- (2) 指定部分等に係る検査結果の通知は、業務完了(指定部分等)検査書(別記様式第8号)によること。
- (3) 指定部分等に係る成果物の引渡しの申出は、指定部分等引渡申出書(別記様式第11号の2)によること。
- (4) 部分払いの支払請求は、業務委託料部分払請求書(別記様式第11号の3)によること。ただし、委託料の代理受領を承諾した場合の支払請求は、業務委託料部分払請求書[代理受領](別記様式第11号の4)によること。
- (5) 口座振替の方法による支払の申出は、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入すること。

14 第34条関係

業務委託料の第三者による代理受領の具体的な取扱いについては、別に定める。

15 第38条及び第39条関係

発注者の解除権の具体的な取扱いについては、別に定める。

16 第46条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- (3) 受注者の履行遅滞の場合における損害金の具体的な取扱いについては、別に定め

る。

17 第 53 条関係

「契約の締結に要する費用」とは、契約書類の印刷代、浄書代、印紙代等の費用をいう。